

< 居宅介護・短期入所・行動援護・移動支援・日中一時・福祉有償運送 >

地域生活支援センター すたあと
令和 6 年度 事業計画書

法人理念 “共に汗し、共に笑い、共に語ろう”

社会福祉法人童里夢は

1. 一人ひとりすべての人としての存在の尊厳の下に、誰もが生まれてきたことの甲斐があることを大切にします。
2. 個々の自由な自己実現を願い、共感と共生の社会を創りたいと考えます。
3. 障害者が社会の対等な構成員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定ができる社会のあらゆる活動に参加・参画し、その一員としての責任を分担する社会づくりをおこなうことです。
4. 障害者の未来を明るいものにするために、広い視野と長期的な展望を持って事業経営にあたります。 <理念の4つの柱>

『どんなに重い障害を持っていても誰と取り替えることもできない、個性的な自己実現をしているのです。人間と生まれて、その人なりの人間になっていくのです。その自己実現こそが創造であり、生産であるのです。私たちの願いは、重症な障害を持った人達も、立派な生産者であることを認め合い、人々が共にくらしていける社会をつくりたいということです』

社会福祉法人童里夢の基本理念・基本方針を基軸に、利用者の「思い」や「願い」を大切にし、一人ひとりに寄り添い、地域生活の安定・安心と自立（自律）のための支援の提供を行う。また、地域との結びつき、関係機関とのネットワークを生かした福祉サービスの提供に努める。

“すたあと”のテーマ・・・

『いつまでも、その人らしく住み慣れた地域で社会の一員として』生活し続けられるように
コミュニケーションを大切に、感謝の気持ち、謙虚な態度、互いを認め合う関係づくりをすすめる。

1. 事業運営

すたあと事業を立ち上げ 20 年目を迎えて、職員一丸となって心新たに事業運営の継続、支援全般を通じ質の向上、利用者ニーズの多様化に寄り添える事業所を目指し取り組む。

中・長期計画の中、引き続き事業の整理、拠点の移転も見据えて支援力の向上、支援体制の強化をし、新しい事業の形を模索しながら他事業所との連携・協力のもと必要な準備をすすめる。

職員個々のライフスタイルを尊重しながら、働きやすい体制・環境作りを積極的にすすめ笑顔を絶えない明るい職場づくりに努める。職員一人ひとりの強みを事業所の強みと

考え方のチームワーク、コミュニケーションを大切し、全職員が夢・目標を持ち率直に語り合い、互いに成長しあえる取り組みをすすめる。

人との関わりを大切に、困った時はお互いさまの助け合いの気持ちを大切にし、利用者・ご家族・職員が夢を持ちいつも笑顔で幸せな人生を送れるよう一人ひとりの思いを受け止め、理解を深め 自己選択・自己決定できるよう丁寧な支援をおこなう。

地域の中で開かれた事業所づくりをすすめ、利用者の地域生活を支える事業所として、相談支援事業所・関係機関等とも連携・協力を図り、地域の社会資源、ネットワークを活用して支援体制を整える。

感染症、災害対策・対応の強化に努め利用者・ご家族・職員の安心安全な事業運営に努める。

障害福祉サービス・地域生活支援事業等

生活・余暇活動支援を含む生活全般への福祉サービスの提供を通して、利用者主体、エンパワメントの視点からの本人の小さな変化に気づく目配り気配り、そして専門性を発揮してスピーディな対応に努める。

(1) 居宅介護（家事援助 身体介護 通院介助）

居宅において入浴、排泄及び食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

地域生活を支える“すたあと”の基幹事業のひとつと位置づける。地域生活を続けるために（安心・安全な暮らし）本人に寄り添い希望を叶えるため苦手なところをサポートする。

近年、医療（機関）との連携・協力が必要な場面も増えており、家族との情報共有・共有と共に適切なアドバイス等ができるように法人内看護師とも協力して対応する。

(2) 短期入所

日常生活における基本的な生活習慣(整容面・洗濯・調理)等、支援者と一緒におこなうことでおこなうことで利用者ひとり一人のニーズ、自立支援課題に向き合い体験・経験を通して自立心を養い高めるための支援を提供する。

一般住居に近い活動環境、単独型事業運営のメリットを最大限活かせる工夫を続ける。緊急時の利用対応、レスパイトと共に、（童里夢、奏楽の利用者を中心に）自律生活訓練として位置づけ法人内の事業所と連携・協力して支援体制を整える。

(3) 行動援護

行動に著しい困難を有する人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護の他、行動する際に必要な援助を行う。障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、利用者の社会参加と地域生活を支援する。

(4) 移動支援 ※地域生活支援事業

屋外での移動が困難な人が、社会参加の機会を通して本人と一緒に好きなことを探すなど、個別課題への取組みを通してニーズの充足を図る。

(5) 日中一時支援 ※地域生活支援事業

障害者（児） 家族の要望等も考慮して支援の組み立てをおこなう。

少人数での活動であることから、一人ひとりの希望に沿う日中活動の設定

(6) 福祉有償運送 ※その他（公益事業）

十分な運送サービスの利用ができないと認められる場合に、営利目的とはならない範囲の対価によりおこなう個別輸送サービスを提供する。

他の福祉サービスと組み合わせることでより効率的に利用者支援が可能となる。

2. 重点課題

(1) 運営基盤・運営体制の強化

安心して利用できる支援環境・体制を整え安定した事業運営の基盤づくりをすすめる。利用者が様々な福祉サービスを利用しながら地域で暮らすことができるよう広い視野を持ち一つ一つ丁寧なサービスをおこない利用満足度の向上を図る。

御家族との情報共有としてSNSを活用し、動画等で利用中の活動の様子（一人ひとりの可能性・成長等）や体調の変化（発作等）などを正確に伝える工夫をする。

(2) 人材育成・支援力の向上（人財の貯蓄）

親睦会の定期開催などを通して笑顔を絶えない、明るい職場づくりに努める。

WEB講座（サポートーズカレッジ等）を活用した自己学習の推進し、ヘルパー会議などの研修、情報共有を通して支援力の向上を目指す。

虐待・ハラスメント防止委員会と連携して、虐待やハラスメント及び不適切支援の防止に努める。身体拘束防止委員会、身体拘束の防止・適正化取り組みを通して学びを深める。

1on1ミーティング、個別面談を通して個人目標の確認をしながら適時サポートする体制を整え職場内で互いに目標達成できる協力体制を整える。

3. 利用者支援

一人ひとりに寄り添った個別支援の組み立て、本人の早期の変化にも気づき情報共有し対応しやすい等、小規模の家庭的な距離感を強みとしている。

サービス等利用計画との結びつき、利用者ニーズ・支援課題（目標）を明確にし、情報共有を通して業務を均一に遂行する。

多様な障害特性に対応できるようにマニュアル・手順書に基づき支援の統一化、利用者また、相談支援事業所・法人外事業所との連携・協力し必用な情報を共有して福祉サービスを提供する。

4. 環境整備

自然豊かな環境と共に存・共生しながら、誰にとっても安心・安全な環境を整え快適に過

ごせるための工夫、努力を怠らない。

- 1) 計画的な建物管理・保全　設備・備品等の適切な管理
事務室、居室（活動空間）、トイレ、浴室等
大掃除の定期的実施（年3回：5月・8月・12月）
- 2) 事業所周辺の環境美化
避難経路の確保、植栽の管理、危険物の除去、駐車場の管理
- 3) 公用車管理
使用毎の換気・消毒
車両清掃（内外）、点検整備の業者依頼

5. 防災計画・安全管理

防災対策の強化（防災訓練：9月・3月年2回実施）

火災、地震等の災害に備え、日頃から意識できるよう奇数月のヘルパー会議前に、防品・建物・外構の危険個所の確認を行う。

土砂災害危険区域でもある為、近隣住民との関係づくり、協力体制を整えて防災計画に沿って年2回防災訓練を実施する。

法人・近隣事業所と地域の災害についての危険区域・注意点などを確認し、防災にいて意識を高める。

法人内の防災委員会において情報収集し、災害時の安全に利用者の対応ができるよう体制を整え、BCPを法人内事業所と連携して整える。

土砂災害警戒区域に立地していることを職員、利用されるご家族に危険性を周知し万が一の場合の避難先・避難方法を居宅、短期入所において明確なマニュアルの作成を行う

6. 職員研修

多様なニーズ、個別支援に対しての細かな対応が求められており、資格取得を推奨する。職員からの研修希望を聞き取り人材育成のしくみを整える。

事業所内の研修	法人全体研修（6・9・12・3月）、出前講座（ほっとぴあ） OJTサポート研修、ロワーマネジメント研修
事業所外の研修	県社協・福祉協会等実施する研修へ参加
自己啓発研修	資格取得のバックアップ WEB講座サポートアーズカレッジの活用 指定研修、及び職員希望により考慮

7. 苦情解決・権利擁護・虐待防止

虐待防止、不適切支援の根絶、サービスの質の向上を重点課題とし、法人苦情解決に則り、苦情を解決するための対策を整える。

啓蒙活動（セルフチェック、研修、他）、意見箱の設置、満足度調査等を通して利用者、家族、地域の声を拾い上げる。日々の利用者、家族からの意見等を事業所内で共有し、適切、且つ迅速な対応を通して信頼される事業所づくりに注力する。

